

イギリスの性教育をめぐる議会論争

——1994年性教育義務必修化の社会背景と政策意図——

広瀬裕子

- I はじめに
- II 課題と方法
- III 性教育義務必修化の制度的特徴
- IV 議会論争の流れと主な論点の推移
 - 1 議会論争の特徴と流れの概要
 - (1) 議会論争の特徴
 - (2) 議会論争の流れの概要
 - 2 議会における性教育論争開始 1976年1月14日 上院
 - (1) 性教育の必要性
 - (2) FPA批判
 - (3) 論争の右寄り座標軸
 - (4) 政府の関与に対する否定的見解
 - 3 具体的制度化の模索 1986年論争 上, 下院
 - (1) 進歩的性教育批判
 - (2) 制度化路線へ
 - (3) 政府の積極的役割に対する要請
 - 4 エイズの広がり性と性教育論議の活性化 1989年論争 下院
 - 5 エイズ教育と親が子どもを退席させる権利 1992年論争 上院
 - 6 政府妥協案による性教育義務必修化決定 1993年論争 上, 下院
 - (1) 上院
 - ① 親が子どもを退席させる権利の是非
 - ② 政府の妥協折衷案
 - (2) 下院
- V 性教育義務必修化の意味—まとめ

I はじめに

1994年度からイギリスでは、中等教育諸学校に於いて性教育の実施が義務化され、個々の子どもにとっても性教育の履修は必修となった。この性教育義務必修化は1993年教育法 (Education Act 1993) の制定によって行われた。

性に関する教育は従来から宗教教育の一部としても行われており、決して新しいものではない。しかし、1960年代からは、それとは異なる、自由主義的観点、フェミニズム、ゲイリペレイションの成果を取り入れた新しい傾向の実践が目立つようになる。性教育のこの新旧二つの流れと、性教育を社会政策として整備しようという流れの三者が複雑に絡み合って義務必修化は具体化される。

本稿の目的は、1980年代以降の大きな教育制度改革の一部を為す性教育義務必修化の持つ意味と役割を明らかにすることである。

以下、次のような構成をとる。

まず、IIにおいて、本稿の課題と方法を設定する。IIIにおいて、現行の性教育の制度的形態、及びその特徴を概観する。IVにおいて、議会における性教育論争を時系列で追い、各時期毎の特徴を押さえながら整理する。

なお本稿で特に注釈なくイギリスという場合にはイングランドおよび、ほぼそれと同様の教育制度を有するウェールズを指すことにする。

II 課題と方法

現行義務必修性教育制度の意味と役割を明らかにするという目的のために、本稿は、イギリスに於いて性教育という教科が社会の何を反映し、それを1994年度から義務必修化した事が、どのような社会変化を反映したのかを明

らかにすることを課題とする。その方法として、同制度の法制化に直接公式に関与したイギリス議会の論争を題材にし、そこに現れる各種性教育観の論争内での役割、及びそれらが具体的な制度化に向かっていく論争内容の変遷を分析整理する。

議会議論を題材にすることの有効性は次の2点である。第1に、必修化に繋がっていく諸要素の大部分がこの論争過程にプログラムの網羅紹介されている点、第2に、論争の推移および論争内での関心の向けられ方を見ることによって、この必修化を押し進めた要因を特定することができる点である。具体的には、イギリス上院 (House of Lords)、下院 (House of Commons) の議事録 (Hansard) を分析材料とする。

性教育をめぐる議会議論に関する先行研究としては、管見の範囲では Philip Meredith, *Sex Education: Political Issue in Britain and Europe*, (Routledge London and New York, 1989) の Chapter 2がある。同研究は、両院の議事録を丹念に追っており、議会における性教育論争の特質を浮き彫りにした点で重要である。しかしながら、同書が書かれた時期的制約により、同研究が対象としている議会議論は1986年までで、その後性教育の必修化が本格化する時期の議論は対象外となっている。従って1986年までの論争の解釈、分析も、性教育をめぐる相対立する二陣営の論争といった把握の仕方が濃厚で、当時の社会が格闘せざるを得ないと認識し始めていた社会的諸問題へのアプローチ、言い換えれば性教育を義務必修化に押し遣る要因に対する認識が希薄である。本稿は、Meredithが用いた枠組み、すなわち性教育をめぐる論争が二大陣営間で展開すること、そしてその二陣営は必ずしも保守党、労働党という政党枠と一致しないという把握—この二重の把握は卓見である—に基本的に依拠しながらも、二者対抗させるだけでは捉えきれない要素要因の分析に踏み込む。

Ⅲ 性教育義務必修化の制度的特徴

議事録分析に先立ち、現行性教育制度の枠組みと特徴を概観する¹⁾。

現行制度確立までの経緯は次のようである。すなわち、1986年第2教育法 (Education (No.2) Act 1986) がイギリスの法として初めて性教育に言及する。そこで言われるポイントは次の3点である。まず第1、それぞれの学校で性教育を実施するかどうか、実施する場合にはどの様にするのかということ、どの学校も必ず個別に検討事項として結論を出さなければならない、第2、性教育に関する各種決定は学校理事会の責任において行う、第3、「道徳的関心と家族生活の価値」を性教育の方向とする。

2年後、1988年教育改革法 (Education Reform Act 1988) が、イギリスで初めての学校カリキュラムに関する国家基準、ナショナル・カリキュラムを制定する。この中のサイエンスが、その後構想される性教育必修化の具体的履修内容を規定することになる。

そして1993年教育法 (Education Act 1993) が、中等教育諸学校に於いて性教育を実施することを義務とし、全ての生徒はナショナル・カリキュラムのサイエンスに含まれる部分の性教育を必修として履修することにした。

教育省回状5/94「1993年教育法：学校における性教育」(Department for Education, Circular 5/94 Education Act 1993: Sex education in schools) は、新しい義務必修性教育制度について解説し、具体的指針を示した。

現行制度の特徴をまとめると次の8点になる。括弧内は根拠となる法である。

第1、公的補助を受ける²⁾初等学校は全て、性教育をそもそもするかどうか、あるいはどの段階でするかどうかについて独自に決定する。(1986年第2教育法 s 18)

第2、公的補助を受ける中等学校は全て、全生徒を対象として HIV/エイ

ズ、その他の性感染症を含む性教育をしなければならない。(1993年教育法 s 241)

第3、性教育は、道徳的関心と家族生活の価値を助長するような形でなければならない。(1986年第2教育法 s 46)

第4、各学校は性教育に関する方針を作成し、常に改訂した最新のものを全ての親に文書で供ししなければならない。各学校が実施する性教育の管理責任主体は学校理事会とする。(1986年第2教育法 s 18, 1993年教育法 s 241)

第5、ナショナル・カリキュラムのサイエンスにはHIV/エイズ、その他の性感染症、生物学的視点以外の人間の性行動は含まない。(1993年教育法 s 241)

第6、親は、初等、中等両学校においてナショナル・カリキュラム以外の全ての、あるいは一部の性教育から子どもを退席させる権利を持つ。(1993年教育法 s 241)

第7、地方教育当局は、同性愛関係を通常の関係として教えるような授業を助長してはならない。(1988年地方行政法(Local Government Act 1988) s 28)

第8、16歳未満の生徒に対する避妊指導に関しては、慎重でなければならない。(イギリスでは、性関係に関して16歳を以て承諾年齢とする規定がある。…広瀬) (1965年性犯罪法(The Sexual Offences Act 1956) s5, 6, 1969年家族法改革法(Family Law Reform Act 1969) s8, 1977年国家医療サービス法(National Health Service Act 1977) s5, 教育省回状5/94 (Department for Education, Circular 5/94, Education Act 1993: Sex education in schools, 39))

つまり、中等学校に於いて、ナショナル・カリキュラムのサイエンスに含まれる部分の性教育をどの子どもにも必修とし、それ以外については親が子どもを授業から退席させる権利を認めるという二本立てを制度的特徴とする。

IV 議会論争の流れと主な論点の推移

1 議会論争の特徴と流れの概要

(1) 議会論争の特徴

Meredith が、「下院 (House of Commons) あるいは上院 (House of Lords) で性教育が議論されたことは滅多にない。」³⁾ と言うように、Meredith が対象にした1988年までに、イギリス議会で性教育が専らの議題として討議されたのは1976年と1986年の2回である。が、同時に「議論されるときには意見の対立が明確になる。それを見ると、なぜ他のヨーロッパ諸国のようには、国家的規模で制度化するための最小限不可欠な政治的同意を作ることが、なかなかできないのかが良く解る。」⁴⁾とも指摘するように、議論に於いては性教育をめぐる対立が明解に展開される。

1986年以後は、1993年まで、すなわち1993年教育法が制定されるまでの間に、議会の主要な議題として性教育関連事項が討議されるのは、1989年、1992年、そして1993年である⁵⁾。

1980年代中期まで議会で余り性教育が議論されなかったのは、この領域に問題がなかったからというよりは、教育の価値観に踏み込む論争が、議会にはなじまないと考えられていたからだと思われる。性教育は議会の外では極めて論争的な事柄として扱われており、従って議会に於いても議論が始まると、教育観に関する対立ばかりでなく政治イデオロギー的対立をも色濃く示す。

性教育をめぐる二大陣営は、大枠では、保守党対労働党の政治的対立を反映するが、それぞれの政党内にも相対立する陣営が共存している。Meredith は、そのため両者を政党名ではなく「伝統派」(pro-親, anti-学校) 対「進歩派」(pro-親, pro-学校) というように表現している⁶⁾。両者の特徴を

Meredith は次のように説明する⁷⁾。

「伝統派」陣営は、「教師が望ましい教育をするというようには信じておらず、『進歩的』といわれる教育に対してはどの様なものに対しても友好的でない。極端に言えば、たとえ家庭外で行う性教育が必要だとしても、それはセクシュアリティと避妊に関する知識の獲得を青年期のできるだけ遅くまで引き延ばすことを目的にするべきであり、そこで教えられることは『抑止的』な効果を持つようなものでなければならないとする。このような立場はいわば『知らなければ知らないで済む』("the less you know the less you will be concerned")、そしてその逆に『知れば知るほどやってみたくなる』

("the more you know the more you will desire to experience") という考えで子どもの社会化と行動変革に対応しようとする、『嫌悪療法』とでもいべきものである。この領域を教育に委ねることのメリットを認めず、結婚、家族、子育てに関して女性の伝統的な役割を強調する。」

一方の「進歩派」陣営は、「特別の機関がプランを立て、それに基づいて教師が授業をする性教育を正当な領域として受け入れようと言うものである。この教育はある程度進歩的であるべきで、道徳観に関わる今日的な事柄を子どもの発達段階の早い時期から、曖昧な形でなくはっきりと扱うべきだと考える。そのような教育は、青少年を抑圧と無知から解放し、とりわけ女子に家族計画と妊娠出産に関する知識を与え、彼女たちの社会的地位を向上させ自立を助け、長期的な職業生活を保障することを目的とすべきだとする。そして望むべくは、性教育は学校教育の早い段階から実施し、子どもたちにごく初期のセクシュアリティ生活に責任と自信を持つように、正しく方向付けるものでありたいとする。また、結婚生活をセクシュアリティの試行錯誤の過程でもあると理解し、若者は親がどのような考えを持つかに関わりなく性に関してあれこれ試してみるものであると捉える。また授業の中にどのように出てくるか一概には言えないが、性的少数者の主張についても寛容に対応するものだと考えている。」

この伝統派、進歩派という呼び方を本稿でも踏襲するが、その中身は各時期の論争で必ずしも Meredith が特徴づけたもので一貫しているわけではない。あえて両陣営の時期貫通的な違いを挙げれば、固執する程度は時期と個々人で異なりながらも、伝統派は、性行動に関して原則的に異性愛主義、貞操主義、禁欲主義を依拠すべき価値とし、進歩派は必ずしもそれにこだわらないという点である。

(2) 議会論争の流れの概要

各時期の分析に先立ち、1976年から1993年に至る論争の流れを追う。どの時期にも性教育をめぐる諸論点は、カタログ的には網羅展開されるが、その中で、強調点、論争点が推移し、また各時期特有の話題が俎上に乗る。1976年論争は、労働党政権下、それ以後は保守党政権下の論争である。

1976年の論争は上院におけるもので、英国議会における性教育論争の土俵と方向性を設定した出発点として重要な意味を持つ。次の論争まで10年という長期ブランクがあるとはいえ、議論の内容で見ればその後の論争との連続性は明らかである。従って1994年度からの性教育必修化をもたらした社会的要請は、この時期に形成されていたと見るのが順当である。伝統派、保守派が「許容的社会 (permissive society あるいは permissiveness)」と呼んで批判した1960年代以降の自由主義的な流れをめぐる攻防は、以後一貫してみられる論争軸の一つである。

次の1986年の論争は、上院、下院両院に於いて行われる。法として初めて性教育に言及した同年の教育法案⁸⁾の関連条項審議という形で行われた。従って論争の枠組みは1976年のそれを踏襲するが、特に同法が言及する学校における性教育の基本方向が焦点となる。

その次の1989年の論争は下院に於けるもので、当時次第に大きな社会問題となってきたエイズをめぐる性教育論争である。

その次の1992年は、上院に於ける論争で、ナショナル・カリキュラムのサ

イエンス規則改訂案との関連で、エイズ教育が焦点になる。それ以前も性教育は社会政策という観点を色濃く持って議論されて来ているが、エイズが社会問題としてクローズアップされるようになると、感染の予防策として特にその側面が緊急度を増して前面に出てくる。

1993年は、上院下院両院に於ける論争で、性教育義務必修化を含む1993年教育法案をめぐるものである。Lord Stallard から提出された修正案が上院で議論された後、第三読会に於いて政府から出された修正案が1993年教育法の直接の法案となる。必修部分の性教育からエイズ等性感染症を外し、しかも親が子どもを必修以外の性教育から退席させる権利を法的に認めるという「妥協」をする代わりに、中等教育諸学校での性教育実施を義務にするという案である。

以下、時期を追って各時期の論争を見ていく。

2 議会における性教育論争開始 1976年1月14日 上院

労働党政権下、1976年1月14日、上院に於いて、Baroness⁹⁾ Elles の問題提起に基づき性教育論争が始まる。議会が以後、性教育をどのような視角から議論するか、議会における性教育論争の性質を設定をしたのがこの論争である。

Elles は、学校における性教育の重要性を訴えると同時に、性教育の実状に「憂慮」すべき事態が進行しているとしてその諸事例を紹介し、性教育は議会が関心を持つべき政治的な事柄でもあるという共通理解を作った。性教育といわれるものは、内容上一枚岩ではなく、その目的、方向性は、個別の実践で異なる。大きく分けて、Meredith が分類した2者、すなわち、性に関する事柄から子どもをなるべく遠ざける、ないしは性に関する貞操を強調する「伝統派」と、性をタブーや抑圧から解いて、人生の一部として楽しむべきだと考える自由主義的「進歩派」、そしてその他に、性的マイノリティや女性が社会的に差別されることは不当だとして、その差別をなくす事を目

的とすべきだとするもの、更にはその改革がより実効性のある具体的なものであるべきだとするものがある。本稿では便宜上第3番目を「社会改革派」、第4番目を「ラディカル派」と呼ぶことにする。そのような中で Elles は、批判すべき対象例として、家族計画協会 (Family Planning Association, FPA) の活動を取り上げた。

FPA は、1939年に、全国産児制限協会 (National Birth Control Association, NBCA) を前身にして設立された民間慈善組織で、今日に至るまで一貫して家族計画全般に関する啓蒙活動を行っている。1970年代からは、それに加え、学校その他における性教育実践を支援し、情報提供、研修の実施、教材開発などを通して積極的先導的な役割を果たしている。行政の事業とも連携し、政府補助金を受けるなど、公的側面も持つ。性教育に向かう姿勢としては、自由主義的穏健派、あるいは進歩的穏健派といって良い。

(1) 性教育の必要性

Elles は、まず学校における性教育は、教科横断的科目、学際領域の科目としての特徴を持ち、子どもの精神面、価値観に大きく影響する意味で重要であると、次のように説く。

「皆様に注目していただきたいのは、この、学校その他の場における子どもに対する性教育という問題は、児童生徒を持つ家族にとって基本的に重要な問題だということです。それは法的、政治的、道徳的、経済的、そしてもちろん教育的、心理学的、身体保健上、またいうまでもなく医学的領域に亘る事柄であります。(略) 情報を与えたり知識を増やすことで子どもをのばすことを目的とする歴史や地理、その他の教科と違って、性教育は子どもの精神的理解の部分に影響を与えるだけでなく、子どもの行動、子どもの社会生活における態度、感情、心理、身体的経験に直接にあるいは将来的なインパクトを与える事ができるものがあります

し、また現にしております。」(OFFICIAL REPORT FIFTH SERIES, PARLIAMENTARY DEBATES, LORDS, VOL. 367, 1975-1976, JAN.13 1976 TO FEB.5 1976, col.135, 136)

原則的に、価値観に関わる教育は、学校教育で行うより、家庭が第一義的責任を持つべきものとされる。その点に関わって Elles は次のように言う。

「多くの人は、性教育は家族に任せておくのがよいものだと考えているようです。(略) 子どもの質問に正直に本当のことを答え、自然に生じてくる好奇心を充足させられる親が最良の教育者であることに異論を持つ人はいないでしょう。しかしながら、全ての親がそういうことに十分対応できるというわけではありません。」(同上, col.137)

すなわち、徳育という意味では、性教育は第一義的に親の仕事であるが、全ての親がその任に堪えられるわけではない、という現実的な親の力量の問題の指摘である。さらには、社会的な変化も性教育を親の手に余るものになっている。担当大臣¹⁰⁾ Lord Crowther-Hunt は次のように言う。

「強調しておきたいのは、彼らをとりまく状況がいかに変化してしまっているかと言うことであります。思春期が低年齢化してくるに伴い青年期は実質的に長期化しており、子どもたちは長期にわたって就学するに至っております。青年期、いやそれ以前から子どもたちは (略)、5年前には考えられないような規模で商業化した性的刺激にさらされているのです。」(同上, col.251)

急速な社会変化と、その中での子どもたちの身体的成熟の早期化が、性教育を親個人の力量に負えなくしている。ここに、性教育を学校教育の中で、

組織的計画的に行われなければならない理由がある。更に、親の補完という消極的役割だけでなく、十代の少女の望まない妊娠と出産の増加に代表される社会的事態に、より積極的に取り組まなければならないという事情もある。Crowther-Hunt は、次のように続ける。

「若者に手を貸さなければならないもう一つの状況は、今日すでにご指摘がありましたが、就学期にある少女達の、全くもって嘆かわしい数の中絶と私生児出産なのであります。(略) この数が減少する楽観的な見通しはありません。手に入る最新の数字では、1974年にイングランドとウェールズで15歳以下の少女の出産が1,569, 中絶が3,242となっております。この合計約4,800の妊娠というのは1970年の同年齢の数字を3,000上回っています。現在学校は、義務教育年限が上がったために学業を続けている、16歳の妊娠した少女の対応に苦慮しているのであります。」(同上, col.252)

性に関する社会的状況の変化は、女性差別の告発、同性愛等性的なマイノリティの権利獲得運動など1960年代から活発になる自由主義的市民運動、社会的差別の告発運動などと連動し、多分に政治的意味あいを持っていた。しかし、その流れと並行して顕著になるこの十代の妊娠や、あるいは又離婚の増加、片親（多くの場合母親）家族の増加などは、多くの人を戸惑わせた現象であったことも確かである。これらの変化を当初から由由しく思っていた、性教育に関しての伝統派、及び政治的保守派の人々は、社会の自由主義的、進歩的变化を「許容的社会(permissive society, あるいは permissiveness)」と呼んで批判した。

その変化の方向の評価は置くとして、多くの少女達が自分の意志による選択でなしに望まぬ妊娠出産、中絶を経験していることに関しては、何らかの対処が必要だという判断は立場を越えて共有される。しかしその対処の仕方

をめぐっては、見解相対立したまま、1993年の論争に至るまでほとんど議論は平行線をたどる。一方の対処方法は、子どもたちにきちんとした避妊の知識と技術を与えようとするものであり、もう一方は、社会モラルの再建を重視し貞操と禁欲を説くものである。元々家族計画の普及、指導を業務としていたFPA（家族計画協会）は、当然対処方法としては前者を採るものの一つであった。

(2) FPA 批判

Elles は、FPA の活動に話題を移す。

「性教育の普及に、より直接的に携わっている組織があります。全国結婚ガイダンス協会 (National Marriage Guidance Council), 青少年助言クリニック (Youth Advisory Clinic), ブルック助言センター (Brook Advisoty Centre), 家族計画協会 (Family Planning Association) などです。この最後の組織は、ここ数年この領域で活動している独立した慈善登録団体であります。この組織に関しまして、私は国会議員として、政治家として、それが実施しております研修の内容について問題にする義務と権利があると考えております。と言いますのは、この団体は、健康社会安全省 (Department of Health and Social Security) から教師の性教育研修のために多大な補助金を得ているからです。FPA の公式発表によりますと、昨年は26,000ポンド、1974年は少なくとも7,000ポンドであります。校長 (headteacher) と親は、この団体及びグレイプヴァイン (Grapevine) など、その関連団体の方針と目的について明確に知らされるべきであります。」(同上, col.139)

政府補助金を受ける FPA の公的部分が、この組織を、そして進歩的性教育実践を議会議論に乗せることになった。Elles は、FPA の関連団体である

グレイブヴァイン (Grapevine) が配布した「若者のための手引き (*Reliable Method for Young People*)」と題されたパンフレットに言及し、次のように述べる。

「この文書が対象にしているのは13歳以上の少女で、彼女たちはなんの防御も情報もなしに無差別にピルを勧められているのです。とりわけ、ピルを使用しながらむやみと寝ることの結果が性病に結びつくという事実、その感染率が天文学的数字に上っていることは知らされません。」(同上, col.143)

この種の「無責任」な活動を行う組織に公的な補助金の支給はすべきでないというのが、Elles の発言の主旨である。Elles に続いて、同様の FPA 批判は他の議員からも出される。伝統派がどういうものを問題視していたかが解るので、以下いくつか列挙する。

Earl Ferrers

「(FPA などが) 避妊は安全だと教え、また主張するのは、妊娠に関しても健康に関しても正直ではありません。」(同上, col.172)

「また同じ協会が新聞に載せている大きな広告は、半裸の少女と若者がいて、『安全にやろう、薬局で避妊具を求めよう』と言っている言葉が太字で書かれているというものです。広告全体は見るからに結婚していないカップルの性交を描いておりまして、これは性交を遊びか気の利いた気晴らしであるように印象づけます。そしてあなたがこれをする時には、FPA から買い求めたかぶせるものを使えば安全ですと繋がるわけです。いったい何からの安全なのでしょう。避妊からなのか。いやそんなことはありません。では病気でしょうか。いやそれも全く違います。

怒られることか。ええ、今日でもこれは起こりえます。感情的な激動か。彼等はこのことに関しては何も言っていません。このようにこの広告は恥知らずにも人を惑わし、社会的に無責任で社会を下落に導くものであると言わざるをえないのです。」(同上, col.174-175)

The Marquess of Lothian

「『極端な見方』というのは、たとえば(略)、ブルック助言センター、英国コントロールキャンペーン (British Control Campaign) そして家族計画協会の事を指しています。なぜならこれらの組織は通信販売や自動販売機、またスーパーマーケットで年齢を聞かれることもなく、避妊の失敗率に関して教えられることもない、無差別な避妊具の販売に好意的であるからです。と言うことは、どの年齢の子どももこれらをなんの規制もなく手に入れることができ、実際に手に入れているのです。」(同上, col.197)

Lord Clifford of Chudleigh

「シビルライセンス全国委員会 (National Council for Civil Licence) は、できるだけ早くセックスを始めましょうという反親、反権威の子どもの権利獲得運動 (Children's Rights Campaign) を後援しています。グレイブヴァインも、今日他の方がすでに言及していますが同様の組織で、騒々しくも無政府主義的で、見るところ家族計画協会の後援を受けています。私は家族計画協会は即刻廃止されるべきだと信じる一人であります。彼らのスポークスウーマンの『親は、あらゆる者の中で最も危険な人々である』という言葉を、私自身親としてここで紹介したいと思っています。親にはなんの権利もないということなのではないでしょうか。」(同上, col.238)

The Earl of Lauderdale

「1972年の家族計画協会の書籍リストに『性教育—危険地帯 (*Sex Education—The Dangerous Zone*)』というものがあります。その中に次のようにかかれています。『物理的にあとに残るものがないので女の子は男の子よりもずっと人に知られることなくマスターベーションができるという利点があります。あなたのマスターベーションはあなた自身のことでだれも気にする必要はありません。プライバシーに属することです。十分楽しんで下さい。たとえば、残念ながらモーリス・ヒル (Maurice Hill) やマイケル・ロイドジョーンズ (Michael Lloyd-Jones) をあまり読んだことがない男の子が恋人であるようなときには、すばやく行くためには多少練習する必要があるときもあるでしょう。気にする必要のないことはいろいろありますが、もし恋人が女の子の時には、急ぐこともあまり重要でないでしょう。』(略)『我々は、もはや若者に信念を持って何をしたら良いのか言えなくなっています。しかし(道徳や規則に関しての) 助言を求められたらこのようなことを言ってあげることはできます。『(引用記号ママ) お互いが愛し合いたいと思っているのなら、そうしなさい。だけどまず安全には気をつけなければいけません。オーガズムに達しなくて満足できなかったら、お互いに刺激し合うとか、口や肛門を使った性交など、妊娠の危険なしにできることはいろいろあります。けれど忘れていけないのは、ペニスがワギナに触れれば多少でも妊娠の危険があるということです。』(同上, col.244)

性的な事柄は、そもそも子どもたちに教えるべきではないと言う極端に伝統的立場をとるものはそれ程多くはないにしても、ここで指摘され「非難」されている性教育実践の方向は、概して伝統的な立場に立つ人にとっては刺激的で行き過ぎたものと受け取られた。この種の自由主義的、進歩的性教育を実践する教師達を、Earl Ferrers は、「アバンギャルドな教師達」と非難

を込めて呼んだ。

「皆さん、ここで登場するのが『若い内に捕まえろ、思春期の前に、自然の本能を少しでも感じる前に』といったことを言う新種のアバンギャルドな教師達であります。家族計画協会を代表して Mrs. Freda Parker は次のように言っております。『避妊教育はごく若い内になされなければならない。子供達が思春期に達してしまつては遅すぎる。(略)』(略)我々は5歳や6歳や7歳のあるいは8歳の子どもたちが、人生と避妊の事実を教えられ、それを学んだあと、それを使わないようにしなければならないと言うことを習っている光景を目にすると言うわけです。私にはこの方法は痛ましくもあり全く誤っていると思われるのです。」(同上, col.171)

当時労働党政府の活動と近い立場にあったFPA（家族計画協会）を名指しで批判することが、労働党政府に対する保守陣営からの政治的批判を意味することは言うまでもない。FPAの活動内容を批判する場合にも、直接労働党批判とは言わないまでもその種の政治的批判が不可分に為されることも屢々である。例えば次のような形で出される批判である。

Lord Stamp

「これ（性病…広瀬）は麻疹に次ぐくらい国内で流行している感染症です。いわゆる性に関して『進歩的』といわれることや、『ウーマンリブ』のリーダー達の勝手気ままを許すと、このような状態が続くのです。」(同上, col.209)

Lord Clifford of Chudleigh

「私が指摘したいのは、単位としての家族は我々の文明の基本であるという事実であり、破壊者達は、その生活が誰の生活であるかに関わらず、

壊そうとしている自分たちの目的を隠そうとしません。1971年10月号の *Seven Days* には異性愛というのは『資本主義の要塞として家族を保存し』たいと考える人達が維持しているのだということが述べられています。」(同上, col.238)

性教育論争が、実は政治論争でもあることは、このあたり良く表れている。社会変革をめざすグループが、政治闘争を遂行する一方で、一種の文化革命のための実践として、性教育をとらえていたという面も実際にはある。従ってそれを批判するグループは、性教育を政治闘争のフロンティアとして警戒した。

(3) 論争の右寄り座標軸

しかしながら性教育に対しての批判は、全く逆方向からも為されうる。「ラディカル」派からの批判である。女性が社会的に自立するために実効ある内容であるか、同性愛者に対する社会的差別を根絶することがきちんと念頭に置かれているかなど、性教育は社会変革を目的とすべきという、伝統派とは違った性教育理解に基づく批判である。その場合、当時実践されていた性教育を未だ十分革新的でないとする言い方もあり得るのである¹¹⁾。

従って先に見たような角度からの伝統主義的な性教育批判で性教育論争の土俵が設定されると、この種のラディカルな立場からの性教育批判が土俵に上がる機会は制約され、より穏健な位置からの応酬に終始することになる。すなわち、論争の座標軸は、伝統派とラディカルの間、すなわちリベラルではなく、伝統派とリベラルの間、すなわち右傾した位置に設定される。50年以上 FPA の活動に関わってきたという Baroness Gaitskell は、伝統派からの FPA 批判に次のように反論し、FPA の活動に対して議会の理解を求める。

「今日に至るまで家族計画協会は、専ら避妊に関わってきましたが、昨今、性教育の領域にも活動領域を広げております。FPA の最新の文書から引用したいと思います。(略)『性教育の仕事は第一義的には親、教会、そして学校に属する。』これ以上穏当で簡明で共感しうる言い方はあるでしょうか。」(同上, col.179)

事実1970年代に入ると、FPA の活動方針がここに見られるように、より「穏健」な方向に転換している背景がある。ラディカルな立場からは日和見として批判されうるこの転換をこの論争で伝統派に対する反批判として利用するところに、議会論争の座標の位置が象徴的に表れている。親と教会に対する目配りが、議会の伝統派「世論」に説得的にアピールすると判断された点を押さえておきたい。

政府側から担当大臣は、FPA に対する政府補助金の件に関し、法的にはなんら問題はないとして次のように答える。

Lord Crowther-Hunt

「私が知るところでは、(略) 家族計画協会の本部が支出した分の償還 (reimbursement) は、同本部が実施したコースに関する経費であるということです。私の持っております資料によれば、1975年に21,000ポンドがその項目に含まれており、そのうち19,000ポンドが医師と看護婦のための基本的トレーニングとアプリシエーションコース実施のために支出されております。子ども向けの性教育に携わる教師のためのコースの限られたものに中央政府は協賛しておりますが、ごく少数であります。その種のコースに参加する教師は自費参加、あるいは地方教育当局の費用負担です。参加するかどうかは全く地方教育当局と教師自身の判断に任されております。／我々が行った査察によれば、違法なことは全くないと言えますし、リーフレットにどう書かれているかに関わらず、

Baroness が心配されている価値の崩壊がこれらのどれか特定のコースを通じて起こっているというようなことがあるとは思っておりません。」(同上, col.261)

結果的に、FPA に対する政府補助金問題は、Elles が、家族の絆を重視する性教育を政府が支援すべきであるとの要望を述べ、動議を取り下げる。

(4) 政府の関与に対する否定的見解

ところで Elles は、この要望発言だけでなく他の場所でも性教育を「正常化」するための政府のイニシアティブを求めている。イギリスの教育制度が地方分権の伝統を持ち、中央政府の介入を好まない背景がある中で、しかも価値観に関わる教育領域に反対勢力の「政府の指導力」(同上, col.266)を期待する発言は、多少奇異ではある。しかし、宗教教育を重視する立場が、必ずしも教育の自由を主張するのでなく中央政府の関与を要請する点は、性教育の制度化をみていくときに忘れてはならない点である。この発想は、後の性教育の全国的な制度化を用意する伏線であるとも見ることもできる。とはいえ、この時点では少なくとも政府にそのような制度化の計画はなく、担当大臣の対応も次のようなものであった。

Lord Crowther-Hunt

「正直に申し上げて、反対側におられる Baroness がおっしゃる全体主義社会の全体主義的要求を聞いて驚いているのであります。彼女が言うとしているのは、私的個人が日常生活で自分自身の価値観をつくっていくときの一連の拠り所となる価値観を政府が決定し、国中の学校でそれらがしっかり教えられるようにしなければならないということです。もし今仮に政府が Baroness の立場と反対の立場をとったとすると、今度は彼女が望むものと反対の価値観がこの国の中で教えらるようすべ

きだなどと決して主張されないのではないのでしょうか。Baroness が話しているのは、全体主義的な考え方であって、私はそれに全く反対です。」(同上, col.267)

中央政府の役割に対するこのような認識が、1980年代を経ると180度転換していく。

3 具体的制度化の模索 1986年論争 上, 下院

再度性教育がクローズアップされるのは、10年後、保守党政権下の1986年、教育法の審議においてである。上院で、3月、4月、5月、下院で6月、7月、10月に議論される。同法案の性教育に言及した部分は最終的に1986年第2教育法 (Education (No.2) Act 1986) 第18条、第46条となる。第18条は、第1に、それぞれの学校で性教育をするかどうか、する場合にはどの様にするのかということをもどの学校も必ず個別に検討事項として結論を出さなければならないとし、第2に、性教育に関する各種決定を学校理事会の責任において行うこととした¹²⁾。第46条は、「いかなる校区学校、ボランティア学校、特殊学校を補助する地方教育当局と、学校理事会及び学校の長 (head-teacher) は、性教育を実施する場合には、いかなる登録生徒に対しても、生徒が道徳的関心と家族生活の価値を持つようにするような形でなされるように適切に具体的対応を採るべきである。」として、「道徳的関心と家族生活の価値」の重視を学校における性教育の方向とした。

(1) 進歩的性教育批判

この「道徳的関心と家族生活の価値」の重視は、前回1976年の論争との流れで見れば、性教育を積極的に推進してきた進歩派の実践に対する牽制であることは容易に知れる。特に進歩的勢力の強いロンドンなど大都市を中心に性教育の実践は活発になっていた。これは、伝統派から見て望ましくない授

業が以前にも増してみられるようになっていたということでもある。例えば Biscount Buckmaster はロンドンを名指しして次のように批判する。

「国内にはあからさまに反道徳的と言わないまでも道徳的でない性教育が多く見られます。必ずしもどの地方教育当局下でも、あるいは全ての学校で行われているわけではありませんが、特定の地域で見られますことは明言を要しません。／とりわけロンドンでその種の性教育が見られます。同性愛行為が異性愛行為同様受け入れられるものであるとか、規定年齢以下の性行為はきちんと防御を講じておけばなんら悪いことではないとか、近親関係は愛情関係の一種であると云ったものです。」

(OFFICIAL REPORT FIFTH SERIES PARLIAMENTARY DEBATES, LORDS, VOL. 475, Education Bill, MAY 20 1986, col. 225)

避妊を重視した性教育は引き続き批判の対象であるが、それ以外に特に指摘されるのがここに見られるように同性愛の扱い方である。同性愛が次第に社会的に認知されてきている関係上、性教育に於いても同性愛に積極的に触れることが多くなる。上院において Baroness Cox が、下院において Mr. Batiste が次のような事例を上げて批判する。

「ロンドンの教師達によって書かれた『ロンドンの子どもを教える (Teaching London Kids)』の最新版では、教育課程の中で同性愛について擁護すべきことを強調しています。ある教師は、自分が教師であることを利用して、子どもたちが異性愛の世界を本当の世界だとする世界観を身につける過程で損なわれたものを修復しようとしていると言っています。(略) とりわけ悪影響をもたらすと思われる『ジェニーはエリックとマーティンと暮らす (Jenny Lives with Eric and Martine)』

では、幼い少女が父親とその同性愛の男性恋人と一緒に週末を過ごすというものです。教師が教師向けに作って使用を推薦しているこれらの教材は、多くの親にとって大変耐え難いものです。(略) このエイズの時代に、ゲイに関するものをじっくり勉強しようとするようなカリキュラムなど全く信じがたい事です。」(同上, col.229)

「ここにブラッドフォード (Bradford) とリーズ (Leeds) のレズビアン教師のグループによる文書があります。同性愛教師の問題に関して鈍感であってはならないと言う趣旨のことが書かれています。それはそれでよいでしょう。しかし学校の中で同性愛グループが堂々と改宗を迫るというのは許容しがたく不愉快だと考えるのは私だけではないでしょう。この文書には、『どの教育段階でも子どもたちはレズビアンについて誤った情報を与えられ、旧態とした異性愛関係以外のものを表明する機会が奪われている。若い女性は異性愛に強制的に方向付けられている』という様なことが書かれています。異性愛が犯罪だとされるとすると全く悲しい時代ではありませんか。」(OFFICIAL REPORT SIXTH SERIES PARLIAMENTARY DABATES, COMMONS, VOL. 99 NO.125 JUNE 10 1986 col.238)

数少ない例ではあるが、伝統派の批判に対して進歩派の真正面からの反論が登場する。下院において Mr. D.E. Thomas は、次のように言う。

「性教育実施に関わる Clause 24 (最終的な第18条…広瀬) は、論争的なものであります。これは一つの性的嗜好 (sexual preference (ママ)) に好意的にバイアスがかかったようにみえるのです。この条文は『生徒が道徳的関心と家族生活の価値を持つよう』にと謳っていますが、これでは異性愛を宣伝する以外の何物でもありません。特に保守党の方々に

言いたいのですが、我々は同性愛やレズビアンなどそれ以外の性的嗜好に関して寛容でなければならないのです。この条項はこの問題に平等主義的に対応しようとしてきたことをないがしろにしまいかねません。」(同上, col.230)

(2) 制度化路線へ

確かに議会に於いては、1976年の論争以来進歩的性教育の是非と攻防が一つの争点になっており、法案には進歩的性教育を牽制する意図がないわけではない。しかしながらこの時期の性教育論争は、単に政党間の勢力争いの一場面として理解して済ますことはできなくなっている。保守派が引き続き諸問題の源泉として批判する「許容的社会」及び、その因果関係はともかくとして、それが原因でもたらされたとされる諸現象、例えば離婚の急増¹³⁾、極若い少女の望まぬ妊娠出産の増加¹⁴⁾、片親家庭の増加¹⁵⁾、ドラッグ使用の増加¹⁶⁾、あるいは又学校教育における学力低下と労働力養成の行き詰まり¹⁷⁾、失業率の上昇¹⁸⁾、ホームレスの増加¹⁹⁾等が、社会改革の「副作用」的現象として無視できなくなってきた。性教育は、社会的諸問題に対処するコストを削減するための、有効な予防的社会政策として認識されるようになるのである。1986年の、及びこれ以後の性教育論争はこのような背景を考慮してみていかなければならない。

この時期の論争は、感情的対立を引き継ぎながらも、従って、両者納得しうる制度の模索構想にその関心が移動して行く。具体的制度を構想するに当たっては、Meredith が指摘する次の2点をクリアーしなければならなかった。

1 公立学校の、性と人間関係に関する教育に関して、どのように適切な道徳的価値基準を作るか。

2 関係者全員が積極的に関われるような、適切な性教育制度をどのような組織として作るか²⁰⁾。

教育法案が、学校の性教育の実施責任母体として親をメンバーに含む学校理事会を当てたことは、後者の一例である。それまでの性教育は、専ら教師の主体的判断と力量に負っており、その授業内容を学校といえども一つ一つ把握していたわけではない。しかし、とりわけ性教育に対する親の理解と協力を確保するために、親を方針決定の野党にするのではなく、その過程の責任ある位置に配置するのは、その趣旨に照らした場合、方向としては順当である。

学校理事会は、旧来学校の参与機関としての性格を強く持っており、必ずしも学校経営に積極的に携わる機関としては機能していなかった。この学校理事会を再編成する動きがこの時期、並行しており、この年のもう一つの教育法である1986年教育法（Education Act 1986）がその制度的指針を示す。その新生学校理事会を、性教育に於いても第一義的な責任母体としたのが、1986年第2教育法である。

1986年教育法が示した学校理事会の構成は、親、地方自治体によって任命された者、教員、学校の長、財源理事会などで、人数配分は学校の規模等によって異なる。この制度の下ではそれまで教育のプロフェッショナルとして学校運営の中心的位置にいた教員は、理事会の一構成員として義務と責任を分担するに過ぎなくなる²¹⁾。その一方で親が実質的な役割分担を期待される。又、対外的に見ると、学校理事会の重視は、学校経営に関して各学校独自の判断の可能性を強力に基礎づけるものであった。

ところで、この構想に2種類の危惧が表明される。まず Mr. McKay は学校理事会の力量について次のように疑問を述べる。

「それら具体的事柄を考えた場合に学校理事会が機能しないだろうということは、国務大臣も認識しているはずであります。理事たちは精々のところに年に四回顔を合わせるに過ぎないというのが実状なのです。しかも全員が出席するわけでもありません。教師という立派な専門家が居り

ながら、なぜ理事に責任を任せるなどということになるのですか。」(同上, col.1082)

性教育論争の中で、教師の任務、責任を重視する発言は、教師の積極的実践—これは往々にして進歩的实践であることが多いが—を保護するという文脈で言われることが多い。親をメンバーにした学校理事会に権限を与える案が、「行きすぎた」進歩的实践を問題視したところに発していることを考えれば、この現象は整合する。言い方を変えると、性教育論争の中で、教師の声として代弁されるのは概して進歩的实践を支持する層、親の声として代弁されるのは概して伝統派に属する層という構図が一つの位相としてみられる。

一方、Baroness Cox の危惧は、親を参加させることが望ましくない政治的オルグに利用されるのではないかというものである。

「親が理事者として関与を増大させることは大変結構なことです。(略)しかしながらこの制度改革は、親が進んで選挙に参加し、決定の討論に積極的に足を運んで初めて機能するのです。何らかの政治団体に熱心に係わる政治的問題意識を持っている親が、ここで政党地方幹部会 (caucuses) や候補者名簿 ('slates') を作ってオルグ活動をするのはこの法が最も避けようとしていることであります。」(OFFICIAL REPORT FIFTH SERIES, *PARLIAMENTARY DEBATES*, LORDS, VOL. 472. MAR.3 1986 TO MAR.26 1986, col.448)

Cox が批判的に想定しているのは左翼的団体であるが、それ以上に保守派に属する組織の活動も活発であることは言うまでもない。

具体的制度構想としては、その他に、法案に進歩的性教育実践を牽制する意図を読んだ労働党のシャドースポークスマン Mr. Radice が、法によってではなく英国視学制度を活用することを考えるべきだとする意見を述べる。

「この種の一般的な条項で確実に性教育が学校で適切に教えられるようになるとは思いません。大臣の下で視学制度によっては対処できないとお考えなのでしょうか。視学によって適切な助言を与え、それを実施するような形ではだめなのでしょうか。」(同上, col.197)

しかし、この視学制度自体も後に改編の対象となり、要素は流動していた。

(3) 政府の積極的役割に対する要請

教育内容に関して Mr. Norris は、下院に於いて、基準設定のために国の関与の必要を説き、教育科学省の回状にその役割を当てる提案をする。

「親及び議会が従来から関心を寄せ懸案となっておりますことに関しての唯一の解決策は、実践の基本的な方向として教育科学省 (DES) 回状を位置づけることであります。地方当局は、それに依拠する責任と義務がありますから、どのあたりの範囲を扱うか、担当教員はどういう授業をするべきか、どういう教材を使うのがよいかなどがその中で規定されることになります。」(OFFICIAL REPORT *PARLIAMENTARY DEBATES*, COMMONS, VOL.102 NO.160 OCT.1986, col.1081)

Mr. Cormack は、やはり、議論の行き詰まりを解決する唯一の方法を国家的基準の形成に求める。

「この問題に適切に分別を持って対処するには、政府が責任を回避せずにその任に当たるという合意形成することが大前提で、またそれしか方法はありません、(略) 教育内容は合意に基づくものでなくてはなりません。子どもたちは学校に通って、多くの危険な事も含めて、誇張したりぼかしたりすることなく、また道徳的あるいは非道徳的な教え込みをされるのではなく、ありのままを教わることができると国中の親が安心で

きなければならないのです。」(同上, col.1086)

労働党に近い層は、先の学校理事会改変に警戒感をもつと同様に、それまで地方教育当局が持っていた権限の弱体化につながるもう一つの方向である、中央政府のイニシアティブの強化に対しても消極的な立場をとっていた。しかし、下院に於いて為されたこの種の提案に対して、国の関与に慎重な労働党勢力からも、前回1976年の上院の議論の時のような原則的な批判は見られない。ここに少なくとも国のイニシアティブに関し、10年間の間に論調が変化したことが見て取れる。性教育をめぐる対立を回避する現実的な方策として、消極的理解をも含めて、国の関与が一つの選択肢となってきた。ナショナル・カリキュラムの制定がこれより2年後であることを考えると、教育内容に何かしらの公的基準を求める動きは、必ずしも性教育特有の現象ではなかったとも言える。

国家基準の形成を提案した Cormack は同時に、「この国においては圧倒的多数の人々が正常な家族として考えているのは結婚した両親と子どもからなる家族です。事実を教えるという場合このことも忘れてはなりません。」(同上) と、性教育の国家基準設定に際して、伝統的な家族像が標準として考慮されなければならないと付け加えることも忘れない。この論争において中央政府の関与を要請する発言は、政治的にニュートラルなのではなく、進歩的教育実践に対する公的な抑止力によるコントロールの言い換えである点を押さえておく必要がある。

4 エイズの広がりと言性教育論議の活性化 1989年論争 下院

この年の議論は、健康省 (Department of Health) 管轄のエイズに関する下院における議論である。エイズの広がりと言、これが社会問題として認識される過程は、性教育に社会的関心が高まる過程でもある。それまで性教育に無関心であった層、あるいは性教育を実施するのは遅ければ遅いほど良い

としていた層も、その流れに抗することが難しくなる。早急な対応を必要とする事態は、性教育の要不要を論ずる「余裕」を失う。

それまでの教育政策は、必ずしもエイズ教育に対応していた訳ではない。そればかりか、エイズへの対応に障害になるものもあるとして、Ms. Harriet Harman (Peckham) は、次のように政府の政策を批判する。

「青少年の間にエイズが増加しているということは、児童生徒に教えないければならないことがあるという事です。しかし政府は2つの意味においてそれを困難にしてきました。第1に、学校が性教育をしないという選択を政府が許容していること、第2に、1988年地方行政法の第28条を通過させたことによって、同性愛に関して議論することを難しくしてしまったことであります。」(House of Commons Hansard on CD-ROM, Volume: 144, Debates, Date: 13/01/89, col.1108)

第1の点は、1986年第2教育法が、学校における性教育の実施を各学校の判断に任せ、義務にはしなかったことを指し、第2の点は、1988年地方行政法第28条が「地方行政当局は以下のことをしてはならない」として、

「(a) 故意に同性愛を勧め、または同性愛を勧める目的をもって出版すること

(b) 補助金を得ているいかなる学校においても同性愛を疑似家族関係として受容するような授業の実施を助長すること」

と規定している事を指す²²⁾。第2の点は、地方行政を念頭に置いた規定であり、学校が学校独自の判断で同性愛を扱った授業をすることを禁止しているわけではない。しかしながら、学校への間接的影響、間接的抑止作用があることは否定できず、そればかりか、この規定を実質的な学校における性教育の禁止規定であると理解している者もないわけでもなかった²³⁾。尚、条文自体は、性感染症に対応する場合には行政当局にも柔軟な対応を求めている

る²⁴⁾。

政府に対するこの種の批判も含めて、エイズ教育に関する議論が活発になったことが、この年の議論の特徴である。Mr. Charles Irving (Cheltenham) は、いみじくも次のように言う。

「政府の一つ一つの教育政策は批判されるかもしれませんが、それによってエイズに関する議論がクロゼットから出るようになったことは興味深いことです。エイズはもはやひそひそ語られるものではありません。」

(House of Commons Hansard on CD-ROM, Volume : 144, Debates, Date : 13/01/89, col.1115)

従って、性教育論争の流れとしては、焦点は、学校において性教育を実施するか否かではなく、どういう性教育をどういう方法で実施するかに移行する。

5 エイズ教育と親が子どもを退席させる権利 1992年論争 上院

1989年の前論争が健康省の領域で下院のものであったのに対して、1992年論争は、上院における文字どおりエイズ教育をめぐる論争である。議題は、1991年ナショナル・カリキュラム・サイエンス規則 (Education (National Curriculum) (Attainment Targets and Programmes of Study in Science) Order 1991) 改訂である。同規則は、1988年教育改革法のナショナル・カリキュラムを受け、それを具体化するために設けられた諸規則のうち、サイエンスに関するものである (オリジナルは1989年版)。1991年版規則から、エイズ等性感染症がナショナル・カリキュラムに含まれるようになっていた。この1991年版規則の再改訂がこの年の議題である。

Lord Stallard から出された修正案の主旨は、次の2点である。第1, 11歳から14歳までの子どもに HIV/エイズを教えることに関し、親, 理事, 教

師の協議の上で、教師がこれを教えないと言う選択ができるようにすること、第2、親が自分の子どもをそれを扱う特定の授業から退席させることができるようにすること。修正案の趣旨説明をしながら、Stallard は、次のように言う。

「1986年法が成立してから6年になり、各学校は同法に沿うべく鋭意努力してきました。性教育の方針をめぐる全国で何千回という会合が開かれてきました。しかしこれは政府が十分な意見聴取もなくエイズ教育をサイエンスの中で義務化する方針をそっけなく委任立法 (secondary regulation) の中で決めてしまったことで、座礁した形になってしまったのであります。」(House of Lords Hansard on CD-ROM, Volume: 537, Debates, Date: 11/06/92, col.1415)

各地での検討の頭上を素通りするように、中央レベルの法がエイズ教育を必修にしたことに対する異議である。形式的には、学校の自治の侵害を問題にし、もう少し柔軟で現実的な対応を可能にするべきだと主張するのだが、内容的には、学校でのエイズ教育の実施に賛成しない主旨の救済を意味している。この修正案は下院で審議されなかったため、具体化はしない。しかし、翌年の親の退席権をめぐる議論の布石としての意味を持つ。

サイエンス規則については、別の角度からも問題が指摘されている。例えば、The Earl of Liverpool は次の3点を上げる。第1、11歳に性感染症を配当するのは早すぎる、第2、価値教育がやりにくいサイエンスにエイズ教育を入れるのではなく、道徳的観点を入れやすい一般的性教育の中で教えるべき、第3、家庭で代替措置をとるという条件付きで親が宗教的信条、良心に従って子どもを退席させることを保障すべき。(同上, col.1448)

過去数回にわたり、性教育に関する意識調査が行われ、94～95%の親は学校での性教育を望んでいる²⁵⁾。従って親の子どもを退席させる権利が法的

に保障されたとしても頻繁に行使されるとは予想されない。提案者の Stallard もこの点は認識しており、次のように言う。

Lord Stallard

「(1986年の第2教育法のもとでは…広瀬) 親に、性教育が気に入らない場合には自分の子どもを退席させることを理事に対して主張できる法的権利が保障されていました²⁶⁾。(略) 今の所、私が具体的に知るところではこの権利が実際に行使された事はありません。全国的に見てもごく希であります。しかし、親が何か不適当なことが教えられていると感じた場合にその危惧を表明するこのような手段を用意しておくことは必要であります。」(同上, col.1416)

議論の中で、この権利を必要だとする理由は2つ見られる。一つは Stallard の様に、制度化には現実的な柔軟路線が必要であるという理由、もう一つは宗教教育に從來から認められていた親が子どもを授業から退席させる権利の論理を性教育に適用するものである。それ以外に特筆すべき理由はない。あえて挙げれば性教育に対する次のような根深い不信感ともいうべきものである。

Lord Coleraine

「ブレスレン (Brethren) あるいはプリマス・ブレスレン (Plymouth Brethren) として知られているクリスチャンの一人として私が言いたいのは、HIV を蔓延させるような、ないしはそうなるようなことを教えるような授業から子どもを退席させることは、正当な手段として持っていなければならないということなのです。」(同上, col.1436)

この種の心情的な対応は、常に無視できない勢力としては存在し続ける。

しかしながら争点は、親が子どもを退席させる権利の一般論としての是非ではなく、性教育、とりわけ性感染症に関する授業という固有領域でこの権利を認めることが妥当であるかどうかである。この権利に対する強い反対意見は、この権利の導入は必修性教育制度そのものを意味のないものにする다고 惧する。

Baroness Blackstone

「(子どもを退席させること)は、問題です。(略)他の授業を圧迫することになります。授業計画は中断しますし、学校は退席した子どもをどう処遇するかに頭を悩まさなければなりません。何よりも困ることは、ケースとしてはそれほど多くはならないとは思いますが、子どもたちの何人かが授業から退席する事自体なのです。その授業でみんなが習っているのは、無知でいると誰もが感染する可能性がある病気、深刻だけれどしかし避けようと思えば避けることのできる病気についてなのです。しかも、この病気は、授業から退席させなかった親の子どもに逆に感染することにもなるのです。若者をそういう危険に放置しておいて良いのでしょうか。」(House of Lords Hansard on CD-ROM, Volume: 537, Debates, Date: 11/06/92, col.1454)

Viscount Brentford

「率直に言わせていただければ、私は親に、代替措置無くこの授業から子どもを退席させる権利が与えられることは良いことだと思いません。私が関わっているような、とりわけ年齢が上の子どもにとって事実を教えることは重要です。あのような生徒たちが、その領域に関する各種知識、たとえば想定される危険がどんなものか、完全に禁欲することがどういう風にして有効なのか、その他どういう予防措置が取れるかなど、そういうことを知ることがないとすると、非常に大きな害にさらされか

ねません。」(House of Lords Hansard on CD-ROM, Volume:537, Debates, Date: 11/06/92, col.1442)

Stallard は、性教育制度の制度化に向けて満足行く対応が得られるまで取り組みたい意志を述べ、ここでの動議を取り下げる。

6 政府妥協案による性教育義務必修化決定 1993年論争 上, 下院

この年の議論は、1993年の教育法案をめぐる上, 下両院での議論である。下院では時間制限動議として出されたこの法案は、時間に追われる形での議論を余儀なくされる。従って、議論の主な舞台は上院である。

5月10日、性教育必修化に関しての Lord Stallard の修正案263, 264, 265 が上院の議事に乗る。5月, 6月をかけた検討の後、審議期間終了間近かの7月6日に妥協的色彩を濃くした政府の修正案が出される。これが1993年教育法の直接の修正案となり、両院で議論された後、賛成多数で可決される。

(1) 上院

① 親が子どもを退席させる権利の是非

5月10日、Lord Stallard が性教育の道徳的枠組みと家族生活、そして親の権利を重視する具体的方法を提案する3つの修正案を出す。

修正案263 (Amendment No.263)

1986年第2教育法第46条で言われる性教育(同条は、性教育が「道徳的関心と家族生活の価値」を高めるような方法でなされるべき事を規定している…広瀬)に、ナショナル・カリキュラムの中で教えられる性教育を含むとする。

修正案264 (Amendment No.264)

新たに、親が子どもを性教育から退席させる法的権利を創設する。

修正案265 (Amendment No.265)

学校が親に対して性教育に関して文書で伝達する義務を規定する。

この修正案をめぐる最大の論点は、前年に引き続く形の、親が子どもを性教育、とりわけエイズ教育から退席させることを法的に認めることの是非である。Stallardがこの権利の導入を主張する理由は、前年とも重なるが次の2点である。一つは、1986年以來の性教育制度化過程が急激過ぎ、そのため一部の親に戸惑いと反発が強まっており、制度化に当たっては柔軟な対応が必要であるということ、もう一つは、この権利が、親の理解を得られない性教育が行われた場合の親の最後の救済策になるということである。Stallardは次のようにいう。

「私が提案する権利が行使される状況は、二通り考えられます。第1、性に関する教育は全て家庭ですべきだと考えている一部の親の場合。例えばプレスレンなどの宗教団体もその中に含まれます。彼らが議会の内外でこの問題に関して熱心に動いていたことは皆様もご存じだと思います。第2に、実際に教えられている性教育を良いと思わない親が、学校と話し合う最後の手段として子どもを退席させるような形でこの権利を使うこともありえます。」(House of Lords Hansard on CD-ROM, Volume: 545, Debates, Date: 10/05/93, Column: 1094)

この権利の導入を、Stallardの安全弁策とは違って積極的に支持する立場から Baroness Elles, Lord Stoddart of Swindon はそれぞれ次のように言う。

「その種のことがナショナル・カリキュラムの中で強制的に教えられる事を、我々は望んでおりません。もし親が自分の子どもに学校でそのような授業を受けさせたいならば、それは自由に選べば良いことです。

(略) 私は Stallard 卿から出されました修正案を強く支持します。」(同

上, col.1103)

「私は担当大臣に修正案に賛成の意を表していただきたいと切に望みます。昨年6月に出された修正案を彼女が受け入れなかったと言うことは大変嘆かわしいことです。それが今夜のこうした事態に繋がっているのです。／保守党政府ばかりでなく我が友人達にもまだ家族が大事なのだと言うことを教授申さねばならないということは全く驚くべき事です。」(同上, col.1109)

Stallard の提案意図は、言ってみればこのような意見に配慮した歩み寄り策である。すなわち、この案は、親の意向を具体的に救済することを意図しているというよりは、伝統派あるいは「許容的社会」に批判的立場の意向が十分考慮され尊重されていることをアピールする役割をしている。また、Swindon の、同僚に対する嘆きが表すように、所属政党と、性教育を学校で実施することの賛否、そして親の退席権導入の賛否の間に明確な1対1対応があるわけではない点にも注目しなければならない。とりわけここで見られるように、保守陣営内に具体的な性教育政策をめぐる対立がある点は重要である。政府に代表されるような、性教育を社会政策の一分野として積極的に制度化していこうとする層と、あくまでも性教育は親の管轄内にあるべきだとする層の対立である。進歩的性教育に対抗するという点では一致していても、このように制度化をめぐる保守陣営内が対抗する構図は、後に具体化される性教育の形態に影響する。

この対抗を生むのは、性教育に対する認識の違いである。確かに性教育は宗教教育と同様、多分に個々人の内面的、私的領域の価値観に関わる教育である。しかしながらこの時期に至っての性教育が宗教教育の自由や家庭教育の自由と同列で論じられないのは、次の2つの理由による。第1は、性教育の制度化が言われる場合、これまでの論争に於いても明らかなように、性教

育は社会政策として構想されているという点である。すなわち、ここにおいて子どもたちに性に関することがらを教えることは、社会的諸問題に対応する力量を付けることであり、そのような市民形成をすることによって社会の安定を図るという、極めて公的な事業として構想されているのである。第2は、性教育の授業から退席することが、ニュートラルな自由の保障にはならないという点である。別の言い方をすれば、性教育の授業から退席した子どもの状況は、性感染症に関する知識を欠いたという単なるニュートラルな欠如状態に止まらないからである。教室の外で子どもたちが性に関する情報に晒されている事態が立場を越えた出発点であってみれば、子どもが性教育の授業から退席したとすると、その子どもは性教育を受けないゼロの状態に置かれるのではなく、「マイナス」の状態に置かれたままということになる。The Lord Bishop of Guildford は、次のように言う。

「たとえ教室の中の性教育の授業が良くないものだとしても、校庭の汚い性教育よりはずっとましであるでしょう。子どもたちが校庭や自転車置き場で色々仕入れてくることをやめさせることはできません。つまりそこから子どもを退席させることはできないのですから、教室から子どもを退席させることで、親は自分の子どもが校庭の汚らしいいい加減な情報で汚れないで済むと考えるとするとはそれは誤解です。」(House of Lords Hansard on CD-ROM, Volume : 547, Debates, Date : 21/06/93, col.130)

子どもたちが、「商業化された性的刺激」²⁷⁾の「被害者」にならないためには、そこから彼らを隔離する非現実によってではなく、彼らにそれを制御する力量を与えることによって対処しなければならないという認識をここに見ることができる。それを効果的効率的に行おうとするのが、学校教育における性教育の義務必修化の意図に他ならない。それは、個々の子どもの利益

に資する目的以上に、医療費、社会保障費、福祉関係費削減のための、また人々の生活を安定させるために不可欠な社会政策だとみなされるようになって来ているのである。従って効果を期待するならば、たとえもし子どもの退席を認めたとしても、それを埋め合わせる代替措置は必須要件となる。

② 政府の妥協折衷案

これらの議論を経た、7月6日の政府の修正案は、性教育の実施をはっきりと義務づけながら、同時に義務必修化に対する根強い反感にも配慮した妥協折衷案として現れる。要点をまとめると、次の5点である。第1、中等学校に於いて性教育の実施は義務とする、第2、性教育には HIV/エイズに関する事柄を含む、第3、ナショナル・カリキュラムに HIV/エイズは含まない、第4、ナショナル・カリキュラム以外の性教育から親は子どもを退席させる権利を持つ、第5、学校における性教育の責任実施母体は学校理事会とする²⁸⁾。後に成立する、1993年教育法の原型である。

強い反対が予想されながらも親の退席権を盛り込んだ政府案を、担当大臣 Baroness Blatch は、次のように説明する。

「(子どもの退席) は、それ程危険な事だとは考えておりません。親が、何の考えもなく子どもを退席させて問題を起こすようなことがあるとは思えません。ほとんどの場合、彼らはそれに代わる明確な方法を持っているであろうと信じております。」(House of Lords Hansard on CD-ROM, Volume: 547, Debates, Date: 06/07/93, col.1292)

この説明は、法案が、子どもを退席させた場合の代替措置を期待している主旨であり、性教育の効果を損なうとしてこの権利の導入に反対する勢力に対する牽制を意図している。しかし事前に為された更に厳しい質問に、担当大臣は次のように答える。

「私は Lord Eatwell からいくつか質問され、明快な答えを求められました。(略) 第1, 子どもを退席させる親は、常に真実を知っていると思うかどうか。はっきりとは解りません。第2, 子どもを退席させる親は、必ずしもそこから生じる結果を知っていると思うかどうか。これもはっきり答えられません。第3, 彼らは必ず子どもたちに最も効果的な方法で教えると思うかどうか。はっきり解りません。／我々は、学校にその権利を行使したいとする親にどのように対応するか、適切な対応の仕方に関して指針を提供することをお約束いたします。しかし私は、性教育をする教師一人一人がすべて注意深い対応が採れるかについても確信を持ったことが言えません。」(同上, col.1320)

今までの性教育が最善であったとも言えず、これからのものが成功するかどうか未定であり、親の退席権の導入が妥当であるかも解らない。しかし、現状の改善に踏み出さなければならない、政府の置かれた位置はそう言う場所であった。そのあたりを担当大臣は次のように述べ、議会の理解を求める。

「この修正案が全ての人を満足させるとは思いません。しかしながら当上院には、政府が、現在の混乱と苦悩をもたらしているものを取り除いて、我々の子どもたち全てがそれぞれに必要な情報と指針を得られるようにするために真摯に対応してきたことは認めていただけたと思います。」(同上, col.1991)

政府案は、これらを折衷させ、時間的土壇場で提出された「政治的」な「妥協案」である。代替措置の想定を政府の意向とする説明が為されたが、修正案にその文言がなかったと同様に、実際の法にも明記されなかった。翌年の

教育省回状5/94「1993年教育法 学校における性教育 (Department for Education, Circular 5/94 Education Act 1993: Sex education in schools)」は、親がこの権利を行使することは無条件であり、親は、学校側にこの権利を行使する理由を伝える必要も、ましてや代替措置の有無を伝える必要もないと、結果的に成立した同法案の、親のこの権利が強力なものであることを説明している。代替措置を条件としない親の退席権の導入は、Stallard が説明したような、学校の性教育を改善するために親に担保された最後の手段というよりは、性教育義務化を実現させるために、反対派ロビーを説得するための取引であったと見るべきである。

しかしながら実際には、メインストリームでは子どもたちはこれらの授業を受けるのであるから、子どもを退席させるためには何らかのアクション、例えば担当教師に手紙など書いてその意向を伝えるなど、を起こさなければならない。従って、全く思慮のない親のずばらからこの権利が行使されることは想定されにくい。むしろ、この権利にとっては、Baroness Jay of Paddington が指摘するように、親の子に対する性的虐待というそれまで予期しなかった事態の登場が新たな問題要因となる可能性もある。

「児童虐待防止全国会議 (NSPCC, National Society for the Prevention of Cruelty to Children) が、性的虐待をしている人達が、自分たちのしていることがばれないように彼らの子どもたちを退席させるのではないかと指摘していたことは、気にとめなければならないことです。」(同上, col.1294)

政府修正案に対する7月6日、上院での投票結果は、131対33で賛成多数であった。

(2) 下院

同法案の成立を実質的に左右するはずの下院²⁹⁾に於いて、この法案は時間制限動議、いわゆるギロチン動議として出され、十分な論争を展開することなしに、時間に追われる形で賛否を決することになる。Mr. Howarth が政府の修正案に対して意見を展開する最中に議長はそれを制し、時間動議であることを強調する。

「異議あり。発言を中断させるのは本意ではありませんが、本議会出席諸氏にこれが時間制限動議である旨、注意を喚起します。発言者は制限時間内で賛成か反対かを述べ、第二読会の議論に戻るようなことはしないように願います。」(House of Commons Hansard on CD-ROM, Volume : 229, Debates, Date : 19/07/93, col.34)

議長及び副議長は、その後一貫して、発言者の発言が長引くようなことがある度に注意を喚起し、タイムキーパーの役割を演ずる。このような状況に対して、Howarth はじめ、他の発言者はそれぞれにこのギロチン動議に不快感を表す。Howarth は次のように言う。

「私はこの修正案とギロチン動議に怒りを覚えます。(略) ナショナル・カリキュラムは我々が持っている制度の中で尤も経済的に、実質的に性教育の効果を上げる方法でありますから、性教育の重要な部分がそこからはずされると言うことは問題であり、議会がそれに関して議論する機会を持つべきでないとするのも問題なのです。(略) 動議は両首脳陣 (two Front Benches) の間で折衝されました。議会は、今夜、性教育案件についての議論と投票を邪魔しているのはいったい誰なのか責任を明確にすべきです。」(同上, col.37)

また、Mrs. Ann Taylor は次のように言う。

「もしも政府が、これらの重要な案件を本気で重要だと考えているのなら、我々に各修正案にたった53秒しか議論を許さないような動議を提出する事などないはずなのですが。」(同上, col.41)

これらギロチン動議に対する批判に対して、Mr. James Pawsey (Rugby and Kenilworth) は、次のように反論する。

「法案は既に十分時間をかけて議論されてきています。二日に亘る第二読会、常任委員会Eで合計122時間に亘って考察され、Report では更に二日かかっています。同様にもう一方の場所で62時間が第二読会に、Report と第三読会で更に数時間が費やされました。結果として法案は275時間以上議論されているのです。／加えて、学校や家庭でも親や教師、理事、議員らによって議論されました。何カ月もに亘って数千という人によって議論されてきたのです。」(同上, col.40)

この法案が膨大な時間をかけて議論されてきたことは確かである。しかし、「事態の急変」(同上, col.34, Mr. Howarth) と受けとめられる7月6日の政府の土壇場の修正案提示以後、下院でそれを議論するのはこの日が初めて唯一の場である。ギロチン動議にせき立てられ、深まった議論は不可能な状態で、議論全体が浮き足立っていた。性教育に対する誤解を解くべく弁ずるHowarth も次のようにギロチン動議から離れることができない。

「性教育をすることは、誰とでも寝て良いと教えることでも、ましてやそうするように勧めることでもありません。それを裏付ける数字を若干当議会にお示ししたいと思います。世界保健機構が、ジェノバでの世界

規模エイズ・プログラムに関連させて紹介した19の調査であります。／性教育が若者の間の性的行動の早期化や強化に繋がるとする調査は一つもありません。6つの調査は性教育が性的活動を遅らせるないし全体的に活動を減少させるとしていますし、10調査は、性教育は若者の安全な性行為を助長するとしています。議長、今夜こういう重要なことを議論するための時間を確保することは大事なのですよ。」(同上, col.36)

親の退席権が、ごく少数の親を念頭に置いたものである点に触れて、次のような強い発言にもなる。

Mr. Howarth

「4%の親が96%の親の子どもの教育をダメにする権利はありません。」

(同上, col.37)

下院に於ける政府修正案に対する投票の結果は、288対222で、多数の反対意見を見ながらも、賛成多数で可決された。

V 性教育義務必修化の意味——まとめ

以上、1976年から1993年までのイギリス議会における性教育論争をみてきた。ここから以下のことが読みとれる。

第1、現行義務必修性教育は、性教育の普及という目的と、それ以上に、進歩的性教育の抑制、及び「許容的社会」が生み出した社会的諸問題に対処するための社会政策として構想される。

第2、国家的基準に基づく義務制度として性教育を制度化した中心勢力は政治的保守派であり、それに強硬に反対したのは伝統派モラリストであった。

第3、具体的実施履修形態は、中央政府が伝統的モラリストの意向に配慮

する駆け引きの力学の中で形成される。

第4、駆け引きの材料となったのは、「許容的社会」に対抗する象徴的意味を持つ「親が子どもを退席させる権利」であった。

第5、中央政府と伝統派モラリストの「共同作業」によって制度化した性教育は、進歩的教育実践を見直す具体的装置として出発する。

このような特徴を持つ現行性教育制度は、家族をキーワードとしながら保守党主導の下で進行した1980年代の教育改革の特徴を特化しながら体现し、進歩的教育実践を牽制し、「許容的社会」から生じた諸問題に対処する社会政策の一装置としての役割を担うことになった。

【注】

- 1) 拙稿「イギリスの性教育をめぐる現行法の枠組み—1980年代から1990年代にかけての法整備とその背景—」, 専修大学社会科学研究所『社会学年報』第31号, 1997年, 参照。同稿は、現行制度確立までの経緯と現行制度の枠組みを、法の枠組みに焦点を当てて明らかにしている。
- 2) 以下についても同様であるが、公的な資金補助を受けていない学校、例えばパブリックスクールなどにまで法の規定は及んでいない。
- 3) Philip Meredith, *Sex Education: Political Issue in Britain and Europe*, Routledge London and New York, 1989, p.15.
- 4) Meredith, 前掲書, p.15.
- 5) その他に、この時期、各種セクシュアリティに関連する法改正問題が相次ぐ関係上（例えば、離婚法改正、刑法改正、中絶法改正、家族法改正等）、それらとの関係で屢々性教育に言及されることもある。
- 6) Meredith, 前掲書, p.2.
- 7) Meredith, 前掲書, p.16~17.
- 8) 後の1986年第2教育法 (Education (No.2) Act 1986)。
- 9) Baroness, Lord等の身分、称号は和訳せず、そのまま原語で記すことにする。
- 10) 本稿では、Secretary of Stateに国務大臣、各省庁内のそれぞれの部署を預かる Minister には担当大臣という訳語を用いた。
- 11) 例えば Janet Newman は、性教育がフェミニズム、ゲームーブメントの

成果をどれだけ自らの課題とし得ているかという観点から性教育の変遷をまとめている。'SEX EDUCATION AND SOCIAL CHANGE: PERSPECTIVES ON THE 1960s', Ph. D Thesis for the School of Education, The Open University, 1990 (未出版)。

- 12) 詳しい条文は、前出拙稿「イギリスの性教育をめぐる現行法の枠組み—1980年代から1990年代にかけての法整備とその背景—」参照。
- 13) 離婚数の推移は、1961年約27,000件、1971年約79,200件、1981年約155,600件、1991年約171,100件となっている。Central Statistical Office *Social Trends 1996 Edition*。
- 14) 20歳未満の妊娠数と割合が1970年から1985年の間に134,300から119,300、82.4%から61.7%に減少する一方、16歳未満だけ抽出すると、7,700から9,400、7.9%から8.7%へと増加している。Office of Population Censuses and Surveys *British Statistics 1992* HMSO 1994及び、同 *Conceptions in England and Wales 1993* OPCS Monitor FM 195/3による。'FPA factsheet 5A TEENAGE PREGNANCIES' Family Planning Association より。
- 15) 子どものいる家庭のうち母子家庭の割合は、1972年6%、1981年10%、1986年12%、1991年18%、と変化している。Central Statistical Office *Social Trends 1996 Edition*。
- 16) 1981年から1991年の10年間でコカイン検挙の数503から1,984、量21.1kgから1,077.8kgに、ヘロイン検挙の数819から2,640、量93.4kgから493.2kgに増加している。Central Statistical Office *Social Trends 1995 Edition*。
- 17) 1969年、1977年のブラックペーパーが批判し、1976年、労働党内閣のキャラハン首相 Callaghan がオックスフォード大学ラスキンカレッジでの演説で、正面から問題にしたのも、学校教育が労働力養成に失敗しているというものである。Cox, C.B. and Dyson, A.E.(Eds), *Fight for Education: A Black Paper*, 1969, Lonsonm Critical Quarterly Society, Cox, C.B. and Dyson, A. E.(Eds), *Black Paper Two: The Crisis in Education*, 1969, Critical Quarterly Society, Cox, C.B. And Boyson, R.(Eds), *Black Paper 1977*, 1977, London, Maurice Temple Smith。
- 18) OECD 定義による失業率は、1976年5.6%、1981年9.8%、1986年11.2%と、上昇する。Central Statistical Office *Social Trends 1995 Edition*。
- 19) 1982年から1987年の5年間で10,500から26,800世帯に増加している。Central Statistical Office *Social Trends 1996 Edition*。

- 20) Meredith, 前掲書, p.15。
- 21) 学校内だけでなく、1986年教育法 (Education Act 1986) は学校行政全体の責任分担関係も変える。各学校の管理運営に関して学校理事会の権限を拡大する一方、地方教育当局の関与を縮小する。
- 22) 詳しくは前出拙稿参照。
- 23) 事実、議会に於いても、後、1993年6月21日上院に於いて、Lord Pearson of Rannoch は、ケンブリッジ州の LDA というところが出版している指導書が、1988年地方行政法のこの規定について、その適用範囲は学校の授業には及ばないという主旨の解説をしていることを指摘し、立法者意志に鑑みると「大変不愉快」であると発言している。House of Lords Hansard on CD-ROM, Volume : 547, Debates, Date : 21/06/93, Column : 127。
- 24) 同条第2項は次のように言っている。
「(2) 第1項のどの部分も、病気の蔓延を予防する目的を以て行われるいかなるものを禁止するために適用されるものではない」。
- 25) Farrell C. *My mother said. The way young people learned about sex.* Routledge and Kegan Paul 1978, Allen I. *Education in sex and personal relationships.* Policy Studies Institute, 1987, National Foundation for Educational Research. *Parents, schools and sex education.* Health Education Authority, 1994など。
- 26) 1986年第2教育法が認めたのは、退席させたい意向を表明する権利であって、実際に退席させる権利ではない。
- 27) Lord Crowther-Hunt, OFFICIAL REPORT FIFTH SERIES, *PARLIAMENTARY DEBATES*, LORDS, VOL.367, 1975-1976, JAN.13. 1976 TO FEB.5. 1976, col.251。
- 28) 1993教育法の、該当条文について詳しくは、前掲拙稿参照。
- 29) 1911年の議会法通過により、上院は下院の議決に対する拒否権を失い、実質的には下院の議決が議会の議決となる。

〔本稿執筆にあたり平成9年度専修大学研究助成を受けた〕